

生活援助従事者研修に 関する情報について

令和4年10月1日現在

研 修 の 概 要

項 目	内 容
1 申請者の名称	学校法人西野学園
2 申請者の主たる事務所の所在地	〒064-0805 札幌市中央区南 5 条西 11 丁目 1289-5 札幌医学技術福祉歯科専門学校 TEL 011-513-2111 FAX 011-513-1515
3 代表者の職・氏名	理事長 前鼻 英蔵
4 学校その他の施設の名称	
5 研修の名称	生活援助従事者研修通信講座
6 事業所の所在地	札幌市 札幌医学技術福祉歯科専門学校 札幌市中央区南 5 条西 11 丁目 1289-5 士別市 士別市健康いきいきセンター 士別市西 2 条 3 丁目 1924 番地 3
7 対象地域	札幌市、士別市

学 則

1 研修の目的

生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的とする。

2 研修の名称

生活援助従事者研修通信講座

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
札幌市	通信	4か月	2か月	30	35,000	一般
士別市	通信	4か月	2か月	30	35,000	一般

4 受講手続

(1) 募集時期、募集方法

告知開始日は、それぞれの開講講座の状況に応じて設定し、ホームページ・チラシ等により告知し募集を開始する。申し込みは、講座開講日の5日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申し込み後、指定の期日までに指定金融機関へ振り込み、納入する。

(3) 受講料返還方法

研修開始後は、理由を問わず受講料は一切返還しない。

当学園の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。

5 カリキュラム

カリキュラム内容

科 目 名	研修時間	通信学習	面接授業
1. 職務の理解	2時間	0時間	2時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6時間	3時間	3時間
3. 介護の基本	4時間	2.5時間	1.5時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間	2時間	1時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	3時間	3時間
6. 老化と認知症の理解	9時間	5時間	4時間
7. 障害の理解	3時間	1時間	2時間

8. こころとからだのしくみと生活支援技術	24 時間	12.5 時間	11.5 時間
9. 振り返り	2 時間	0 時間	2 時間
10. 修了評価	0.5 時間	0 時間	0.5 時間
合 計	59.5 時間	29 時間	30.5 時間

6 主要テキスト

中央法規出版 「生活援助従事者研修（59 時間研修）テキスト」

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

毎時間開始時に講師による出欠の確認を行う。

受講日の各時間の終了時に出席簿に捺印する。

欠席の場合は、所定の欠席届を提出する。原則、遅刻・早退・中抜けは認めない。

(2) 成績の評定方法

添削課題と修了試験を実施、60 点以上を合格とする。実技演習については、各項目終了時に担当講師が確認し、さらに最終評価として、個人ごとに実技試験を実施し、60 点以上を合格とする。

(3) 修了の認定方法

面接授業時間の全てに出席するとともに、すべての課題を提出、修了試験の筆記試験、演習の各項目担当講師の評価、実技試験、以上すべての合格を満たした者が修了できる。なお、欠席した科目（項目）については、当学園が指定した補講・内容を受講することにより出席したものとして扱う。

(4) 修了証明書

ア. 研修修了が認定された者は、別紙に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

イ. 研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を再発行する。

なお、手数料として1枚500円を受講者負担とする。

また、11（1）の規定を準用し、本人確認を行う。

8 補講の取扱い

ア. やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は、項目を単位とし、当学園において次のあ又はいの方法により補講を行うこととするが、これによりがたい場合は、うの方法により補講とする場合がある。なお、補講に関する費用は無料とする。

あ. 同一内容の項目を別の日に設定し、個別の対応で行う。

い. 本学園の別の研修（コース）の同じ項目を受講する。

う. 本学園の指定する他の事業者による研修（コース）の同じ項目を受講する。

イ. 再評価の取り扱いについては、上記7（3）とする。なお、再評価に関する費用は無料とする。

9 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。

(2) 受講者が当学園の定める諸規定を守らず、または、受講者として望ましくない行為があった時には退学を命ずることがある。

ア. 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき

イ. 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき

ウ. 正当な理由なく出席が常でない者

エ. 研修の秩序を乱している者

10 講師

添付 3 号様式及び添付 4 号様式の講師一覧及び講師履歴に記載した者が講師を務めることとし、最大 1 人 1 研修当たり 12 項目以内を講義することとする。

11 その他

(1) 本人確認

研修初日に、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の提示により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

また、再発行の依頼があった場合に関しても、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の提示により研修修了者本人であることを確認し、その写しを保存する。

(2) 科目（項目）の免除

研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、受講者から所定の申請があり、当該事業者の履修証明により、当該科目（項目）について免除することができる。ただし、当該事業者における修業期限内において未履修科目の修了が見込まれる場合、受講させることができる。

(3) 修業年限の延長

受講者が、病気、事故または災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は、8 か月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

(4) 秘密の保持

受講者の個人情報に関しては、正当な理由なく漏らすことを禁止する。また、受講者同士においても受講者の個人情報を、正当な理由なく漏らすことを禁止する。

(附則)

この学則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

- 注1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修に関しての学則を別途定めるものとする。
- 2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱10(1)に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。
- 3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。
- (1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
 - (2) 「修業年限」は、要綱3(3)の期間内であること。
 - (3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3か月、90日
 - (4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。
 - (5) 「カリキュラム」は、介護職員初任者研修については別紙1、生活援助従事者研修については別紙7に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。
 - (6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。
 - (7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱11を満たすものであること。修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。
 - (8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。
 - (9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。
 - (10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。
 - (11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。
 - (12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付3号様式、添付5号様式を利用して構わない。

生活援助従事者研修(通信課程)基本面接授業日程

1 日 目	講義	1	(1)-①多様なサービスの理解
	講義・演習	1	(1)-②介護職の仕事内容や働く現場の理解
	講義・演習	1.5	(2)-①人権と尊厳を支える介護
	講義	1.5	(2)-②自立に向けた介護
	講義	0.5	(3)-①介護職の役割、専門性と多職種との連携
	講義・演習	0.5	(3)-②介護職の職業倫理
2 日 目	講義	0.25	(3)-③介護における安全の確保とリスクマネジメント
	講義	0.25	(3)-④介護職の安全
	講義・演習	0.25	(4)-①介護保険制度
	講義	0.5	(4)-②医療との連携とリハビリテーション
	講義	0.25	(4)-③障害者総合支援制度及びその他制度
	講義・演習	1.5	(5)-①介護におけるコミュニケーション
	講義	1.5	(5)-②介護におけるチームのコミュニケーション
	講義	0.5	(6)-①老化に伴うところとからだの変化と日常
	講義	1	(6)-③認知症を取り巻く状況
3 日 目	講義・演習	0.5	(6)-②高齢者と健康
	講義	0.5	(6)-④医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
	講義・演習	1	(6)-⑤認知症に伴うところとからだの変化と日常生活
	講義	0.5	(6)-⑥家族への支援
	講義	0.5	(7)-①障害の基礎的理解
	講義・演習	1	(7)-②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的理解
	講義	0.5	(7)-③家族の心理、かかわり支援の理解
	講義	0.5	(8)-Ⅰ-①介護の基本的な考え方
	講義	0.5	(8)-Ⅰ-②介護に関するところのしくみの基礎的理解
	講義	0.5	(8)-Ⅰ-③介護に関するからだのしくみの基礎的理解
4 日 目	講義	0.5	(8)-Ⅱ-④生活と家事
	講義	0.5	(8)-Ⅱ-⑤快適な居住環境整備と介護
	講義・演習	3	(8)-Ⅱ-⑥移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
	講義・演習	2	(8)-Ⅱ-⑦食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
5 日 目	講義・演習	2	(8)-Ⅱ-⑧睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
	講義	0.5	(8)-Ⅱ-⑨死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護
	講義・演習	1.5	(8)-Ⅲ-⑩介護過程の基礎的理解
	講義・演習	1	(9)-①振り返り
	講義	1	(9)-②就業への備えと研修修了後における継続的な研修
			修了試験

講師一覧

事業所の所在地 札幌市、士別市

講師 調書 番号	氏名	担当科目（項目）	資格名	専兼 別	備考
1	やまもとたかゆき 山本孝之	(1)職務の理解 (2)介護における尊厳の保持・自立支援 (3)介護の基本 (5)介護におけるコミュニケーション技術 (6)老化と認知症の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 ③認知症を取り巻く状況 ⑤認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ⑥家族への支援 (7)障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 (8)こころとからだのしくみと生活支援技術 (9)振り返り	介護福祉士	専任	面接指 導者 添削責 任者
2	ふじいかずま 藤井一磨	(1)職務の理解 (2)介護における尊厳の保持・自立支援 (3)介護の基本 (4)介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害福祉制度およびその他制度 (5)介護におけるコミュニケーション技術 (6)老化と認知症の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 ③認知症を取り巻く状況 ⑤認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ⑥家族への支援 (7)障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 (8)こころとからだのしくみと生活支援技術 (9)振り返り	介護福祉士	専任	面接指 導者 添削責 任者
3	ひらのけいすけ 平野啓介	(1)職務の理解 (2)介護における尊厳の保持・自立支援 (3)介護の基本	介護福祉士	兼任	面接指 導者

		<p>(4) 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</p> <p>① 介護保険制度</p> <p>③ 障害福祉制度およびその他制度</p> <p>(5) 介護におけるコミュニケーション技術</p> <p>(6) 老化と認知症の理解</p> <p>① 老化に伴うこころとからだの変化と日常</p> <p>③ 認知症を取り巻く状況</p> <p>⑤ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>⑥ 家族への支援</p> <p>(7) 障害の理解</p> <p>③ 家族の心理、かかわり支援の理解</p> <p>(8) こころとからだのしくみと生活支援技術</p> <p>(9) 振り返り</p>			添削責任者
4	かみはらこしのぶ 上原子忍	<p>(1) 職務の理解</p> <p>(2) 介護における尊厳の保持・自立支援</p> <p>(3) 介護の基本</p> <p>(4) 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</p> <p>① 介護保険制度</p> <p>③ 障害福祉制度およびその他制度</p> <p>(5) 介護におけるコミュニケーション技術</p> <p>(6) 老化と認知症の理解</p> <p>① 老化に伴うこころとからだの変化と日常</p> <p>③ 認知症を取り巻く状況</p> <p>⑤ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>⑥ 家族への支援</p> <p>(7) 障害の理解</p> <p>③ 家族の心理、かかわり支援の理解</p> <p>(8) こころとからだのしくみと生活支援技術</p> <p>(9) 振り返り</p>	介護福祉士	兼任	面接指導者 添削責任者
5	むらたはるみ 村田治美	<p>(6) 老化と認知症の理解</p> <p>② 高齢者と健康</p> <p>④ 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p>(7) 障害の理解</p> <p>① 障害の基礎的理解</p>	看護師	兼任	面接指導者
6	まつだまきこ 松田真紀子	<p>(1) 職務の理解</p> <p>(2) 介護における尊厳の保持・自立支援</p> <p>(3) 介護の基本</p> <p>(4) 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</p> <p>(5) 介護におけるコミュニケーション技術</p> <p>(6) 老化と認知症の理解</p>	看護師	兼任	面接指導者 添削責任者

		(7) 障害の理解 (8) こころとからだのしくみと生活支援技術 (9) 振り返り			
7	かめいさおり 亀井紗織	(1) 職務の理解 (2) 介護における尊厳の保持・自立支援 (3) 介護の基本 (4) 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (5) 介護におけるコミュニケーション技術 (6) 老化と認知症の理解 (7) 障害の理解 (8) こころとからだのしくみと生活支援技術 (9) 振り返り	看護師	兼任	面接指導者 添削責任者
8	ちばしのぶ 千葉忍	(1) 職務の理解 (2) 介護における尊厳の保持・自立支援 (3) 介護の基本 (4) 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害福祉制度およびその他制度 (5) 介護におけるコミュニケーション技術 (6) 老化と認知症の理解 (7) 障害の理解 (8) こころとからだのしくみと生活支援技術 (9) 振り返り	介護福祉士 看護師	兼任	面接指導者 添削責任者
9	やま かつみ 山 克己	(1) 職務の理解 (2) 介護における尊厳の保持・自立支援 (3) 介護の基本 (4) 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害福祉制度およびその他制度 (5) 介護におけるコミュニケーション技術 (6) 老化と認知症の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 ③認知症を取り巻く状況 ⑤認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ⑥家族への支援 (7) 障害の理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解 (8) こころとからだのしくみと生活支援技術 (9) 振り返り	介護福祉士	専任	面接指導者 添削責任者

10	<small>たかやしきまちこ</small> 高屋敷真智子	(1)職務の理解 (2)介護における尊厳の保持・自立支援 (3)介護の基本 (4)介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ①介護保険制度 ③障害者総合支援制度およびその他の制度 (5)介護におけるコミュニケーション技術 ②介護におけるチームのコミュニケーション (6)老化と認知症の理解 ②高齢者と健康 ④医学的側面から認知症の基礎と健康管理 (7)障害の理解 ①障害の基礎的理解 ②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (8)こころとからだのしくみと生活支援技術 ⑨死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護	看護師	兼任	面接指導者
----	-----------------------------------	--	-----	----	-------

注1 講義及び演習を担当する者について記載すること。

2 講義を通信で行う場合の添削責任者及び面接指導者についても記載し、「備考」にその旨記載すること。